

八王子市立秋葉台小学校「学校いじめ防止基本方針」

2026.4改定

本方針は、国による「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条」により、秋葉台小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定され、都・市の条例等改定を経て、2021年改定し、本年度用に改定したものです。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し定期的に確認する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 いじめ対策のための校内組織(常設組織)の設置

「いじめ対策委員会」(法22条)〔管理職、SC(またはSSW・SL)、主幹教諭、生活指導主任、いじめ対策コーディネーター(Bullying Response Coordinator)〕からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を設置。メンバーは対象児童に応じて学年主任、担任、養護教諭が関わる。

- ① 年間計画の作成を検討実施し、定期的な校内悉皆研修や他機関との連絡調整の確立を本年度後期に提案実施。
- ② ふれあい月間の取り組みや、定期的なアンケート調査、生活調査の実施
- ③ アンケート結果等、事案内容の精査と、対策検討および全教職員への周知徹底。
- ④ 不登校事案への対応と確認
- ⑤ 議事録の作成と保管

【令和8年度:BRC・・・蛭田ひろみ主幹教諭】

3 八王子市共通・「いじめを許さないまち八王子条例」(H29)に基づく学校対応

- ① 週一時間、全教員にて「いじめ対策会議」を BRC 中心に実施し、そこで気になる児童についての報告をうけ、全校で共有をし、対策を決定する。(初期対応重視)
- ② 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として研修会を実施、いじめの芽を摘み取っていく。
- ③ 早期対応が必要であると思われる案件については、その対策と推移を行うために、管理職・主幹教諭・BRC・養護教諭・該当児童の所属学年及び担任・他で精査し、解決するまで保護者と連携しながら進める。

☆ (以下、詳細記載)

4 いじめの未然防止(法15条)のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を実施。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめていく。

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア あいさつ運動等、心の触れ合いを図る児童会活動を推進。

イ 道徳の時間を充実させ、自己肯定感を育て、心と心の連携を図る。

ウ セーフティ教室や学級活動の時間を活用して、携帯電話やインターネットの危険やモラルについて指導する。

② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進。

ア 一人一人が活躍できる学習活動の工夫を図る。

基本的な生活習慣や授業規律を基盤に、児童が主体的に取り組める学習活動の工夫、たてわり班活動での異学年交流の充実、自発的な活動を支える委員会活動の充実に取り組む。

イ 人との関わり方を身に付けるための活動を推進。

特別活動を通して、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そのなかで認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送れるようにする。

ウ 人とつながる喜びを味わう体験活動を推進。

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を実施する。

エ 世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。

5 いじめの早期発見・早期解決(法16・23条)に向けての取組

① 「学校いじめ対策委員会」を中心に早期発見・早期対応のために様々な手段を講じる。

ア「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には学年集団や毎週水曜日の生活指導夕会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ「学校生活に関するアンケート」を年3回行います。必要に応じて個人面談を行ったりして、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

オ 上履きや机・椅子、学用品、掲示物にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。

② いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめてい

る側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。

エ 学校内だけでなく、関係諸機関と連携をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行う。

③ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「電話相談」等の公的機関やいじめ問題などの相談窓口の利用も勧めていく。

6 重大事態への対応(法28条)と、教育委員会や関係機関等との連携

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様に対応。

② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署(南大沢署)と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

9 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校運営協議会と協議をし、その結果を公表する。

★ 一覧

		児童に関わること	保護者に関わること
いじめの未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ○セーフティ教室や学級活動の時間を活用して、携帯電話やインターネットの危険やモラルについて指導する。 ○「人権教育プログラム」「私たちの道徳」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○すすんで奉仕活動に取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり、傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域社会での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○子供が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用したりして、児童から情報を収集する。 ○スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。 ○上履き、机・椅子、学用品、掲示物などにいたずらがあったらすぐに対応し原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供との会話をできるだけ多くする。 ○服装などの汚れや乱れに気を配る。 ○子供の持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から
いじめの早期対応に関すること	暴力を伴ういじめの場合	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談所、家庭支援センター、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように促す。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

いじめの早期対応に関すること	暴力を伴わないの場合		児童に関わること	保護者に関わること
		いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</p>
		いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談所等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように促す。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</p>
	行為が見えにくいいじめの場合	いじめられた側	<p>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</p> <p>○本人や周辺から聞き取りを重視し、精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応する。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。</p>
		いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラーと連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように促す。</p>
		直接関係のない者	<p>○傍観することは、いじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</p> <p>○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。</p>	<p>○いじめに気付いたとき、傍観者とならず、助ける側の態度を取ることができるような子供に育てる。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。</p>

<p>各家庭での取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子供に関心を持ち、子供の寂しさやストレスに気付くことができるよう啓発する。 ○ダメなときは「叱ることのできる親に!」、頑張ったときは「褒めることのできる親に!」を合言葉に、子供に接していくように啓発する。 ○父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで、父親も子育てに参加するよう啓発する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人とで話し合っ決めて。
<p>地域での取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子供たちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子供たちに地域から見られているという安心感をもたせるようにする。 ○子供たちと顔見知りになるために、子供たちに出会ったときは、あいさつや声かけをする。 ○公園や遊び場などで子供が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。